

特定費用準備資金の積立ての実施に係る  
平成 25 年度資金管理料金特別会計の収支補正予算書(案)について

自動車リサイクルの情報システムについては、今年度実施した情報システムの性能対策等により、今後10年間は継続使用できる見通しであるものの、10年後の平成35年以降の情報システムについては、その時代のソフトウェア等と合わないリスクを考慮した場合、自動車リサイクルシステムの安定運用に重大な懸念が生じる可能性があるため、業務システムをも織り込んだ情報システムの大規模な刷新に要する資金を確保しておく必要がある。

したがって、本財団は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下、「認定法施行規則」という。)第 18 条第 1 項(\*1)に規定する将来の特定の活動の実施のために、特別に支出する資金として特定費用準備資金(以下、「準備資金」という。)を積立てることとする。

今後、本財団は当該準備資金について透明性を確保するために、今後本財団が定める特定費用準備資金等取扱規程第 15 条(\*2)に基づき、次の考え方で積立てることとする。

1. 指定三法人が利用する情報システムの刷新に要する費用の算定に際しては、その時代の技術水準を予測するものとなり極めて困難であるため、制度立上げ時に要した各種システムの設計・開発等の費用構成を基に、現在の指定三法人が利用する情報システムの構造、規模、データ量等を鑑みて、その準備資金の上限を試算する。
2. 資金管理料金からの積立額の上限については、情報システムを利用する関係者と合意された『情報システム利用費に関する按分比率』および平成 16 年 3 月開催の第 6 回産構審・中環審合同会議で合意された『指定法人業務に関する費用負担の基本的な考え方』に基づき試算する。
3. 当該準備資金は平成 35 年度までに完了予定の情報システム刷新に関連する費用であることから刷新完了前の平成 34 年度までに積立てるものとする。
4. 資金管理料金特別会計収支計算書などへの当該準備資金に係る積立額の表記を『リサイクルシステム刷新準備資金積立支出』とする。
5. 本財団は資金管理業務に支障が出ないように、毎年度、平準化した額を積立てるものとする。  
ただし、本来、公益移行後から準備資金を積立しておくべきものとして、平成 23 年度分から積立てるものとする。したがって、今年度においては平成 25 年度分に平成 23・24 年度分を加えた 3 年分を積立てるものとする。  
なお、内閣府が定める収支相償・遊休財産保有制限などの公益認定基準の適合に配慮し、各年度における積立額を変更することができるものとする。

本件は、資金管理業務規程第 27 条(\*3)に定められるとおり、資金管理業務諮問委員会の審議事項の事業計画及び収支予算などにあたることから、当該準備資金に係る積立額を表示した平成 25 年度資金管理料金特別会計の収支補正予算についてご審議をお願いしたい。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則-----

(\*1) 第 18 条 (特定費用準備資金)

公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金(将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。以下この条において同じ。))に係る支出に充てるために保有する資金(当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を有する場合には、その事業等の区分に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額に算入する。

- 一 当該事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額(当該資金の目的である活動の実施に要する費用の額として必要な最低額をいう。以下同じ。)のうちいずれか少ない額
- 二 当該事業年度の前事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額のうちいずれか少ない額

特定費用準備資金等取扱規程-----

(\*2) 第 15 条 (実施に関し必要な事項)

この規程の実施に関し費用な事項は、代表理事が別に定める。

資金管理業務規程-----

(\*3) 第 27 条 (資金管理業務諮問委員会の審議事項)

資金管理業務諮問委員会は、代表理事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び必要と認める意見を代表理事に述べる。

- (1) 資金管理業務規程
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 再資源化預託金等の運用
- (5) 法第98条第1項に規定する特定再資源化預託金等の取扱い
- (6) その他資金管理業務の実施に関する重要事項

以 上